

防犯灯費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防犯灯新設費及びその維持費（以下「防犯灯費」という。）の補助金の交付について、必要な事項を定め、補助金の効率的な運用を図ることにより、地域における犯罪の未然防止と安全で明るい町づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯灯」とは、地域の防犯対策を目的に、自治会及び自治会が組織されていない地域において、おおむね10戸以上の集団で、代表者が選任されているもの（以下「未組織地域」という。）によって、適正に維持管理され、かつ公共の用に供している照明灯をいう。

(新設費補助対象)

第3条 防犯灯新設費補助金交付の対象となるのは、新設及び老朽化して取り替えた発光ダイオード（LED）式防犯灯であり、自治会及び未組織地域において設置し、適正な維持管理をされているものとする。

(補助金の額)

第4条 防犯灯費の補助は、次の各号の基準により、毎年度市の予算に計上した範囲内において交付するものとする。ただし、10円未満は切り捨てるものとする。

- (1) 新設費補助金は、新設に要する経費の2/3を乗じた額とし、限度額を1灯につき2万7千円以内とする。
- (2) 維持費補助金は防犯灯の電気料金の2/3を乗じた額とする。
- (3) 補助金の算定にあたっては、当該年の12月1日現在の灯数を基準とする。

(申請の方法)

第5条 防犯灯を新設し、補助金を受けようとする自治会及び未組織地域は、補助金交付申請書（様式第1号）を指定の期日までに新設した防犯灯の工事費内訳書及び領収書の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 維持費補助金の交付申請をする自治会及び未組織地域は、補助金交付申請書（様式第1号）を指定の期日までに電気料金領収書及び請求内訳書の写しを添えて市長に申請しなければならない。この場合において、市長は必要に応じて、防犯灯位置図等の提出を求めることができる。

3 前項の申請は、市長の承認を得て、一括まとめて申請することができる。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、実施調査等により適当であると認めた場合は、補助金を交付する。

(補助金の取消し及び返還)

第7条 市長は、自治会及び未組織地域が次の各号に該当すると認めるときは、当該交付を取り消し、期限を定めて補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 防犯灯の適正な維持管理がなされていないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

附 則

この要綱は、昭和54年度から施行する。

この要綱は、平成7年度から施行する。

この要綱は、平成13年度から施行する。

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、決裁の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。なお、令和6年3月31日までに申請のあったものについては、従前の例による。